

第 31 回法律討論会

JASRAC による音楽教 室からの著作権使用料 の徴収の是非



日 時 平成 29 年 10 月 28 日(土)

開 場 13 時 00 分／開 演 13 時 30 分
閉 演 15 時 30 分

会 場 国士館大学世田谷キャンパス
中央図書館地下 1 階多目的ホール

議題 「JASRACによる音楽教室からの著作権使用料徴収の是非」

1. JASRACによる音楽教室からの著作権使用料徴収問題の背景
2. 討議項目

(1) 著作権法上の問題

著作権法 22 条 著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として上演し、又は演奏する権利を専有する。

- ①生徒は「公衆」か
- ②音楽教室は、直接「聞かせること」を目的としたものか
- ③著作権料を徴収すること、および、著作権料を支払わない形での音楽の教授は、著作権法 1 条にある「文化の発展」に資するか
- ④米国著作権法 107 条（「批評、解説、ニュース報道、教授等を目的とする著作物のフェアユースは著作権の侵害とならない」）の理論を適用できるか

(2) 独占禁止法上の問題

独占禁止法 2 条 9 項 この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

（中略）

5 号 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

（中略）

ハ 取引の相手方からその取引に係る商品の受領を拒み、（中略）その他の取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること

- ①JASRAC は音楽教室に対し、優越的な地位にあるか
- ②JASRAC は音楽教室に、「不利益」を強制しているか

目次

| | |
|--------------------------|----|
| 第 31 回法律討論会の開催に当たり | 3 |
| 議題の選定に当たり | 4 |
| 討論会の論点 | 5 |
| 参考資料 | 7 |
| 討論会参加者紹介 | 11 |

第 31 回法律討論会の開催に当たり

法学部には、教員、学生、大学院生が構成員となって法律学の研究、発表等を目的に様々な活動を展開している組織として「国士館大学法学会」があります。この法学会の伝統行事の1つとして、昭和43年(1968年)以来継続して行われている「法律討論会」と「模擬裁判」があります。毎回、学生による「実行委員会」が組織され、担当教員の指導の下、企画から運営に至るまでを実行委員が進め、学生全員が参加する行事です。この「法律討論会」と「模擬裁判」は、隔年ごとに開催されてきていますが、今回は31回目の法律討論会となります。

法学部は、学生が法的思考力を身に付け、社会で生起する問題を法律という物差しによって自ら解決する力を習得することを教育目標としています。この法律という物差しは、物の長さを図る定規とは違い、抽象的なルールでこれを使いこなすためには、単に講義を聴いて理解するだけではなく、問題を自分で考え、発表し、他人と議論し、最も妥当と考える答えをつくるための実践的学習が必要です。そのため、法学部では、必修科目である少人数のゼミ(演習)における対話型教育においてこれを行っており、その成果を発表する法律討論会や模擬裁判は、正しく国士館法学教育を実践する場となります。

今回の法律討論会は、JASRACによる音楽教室からの著作権使用料徴収の是非という問題が取り上げられています。この問題は、マスコミでも大きく取り上げられ、既に法廷で争われています。著作権法上、興味深い論点があり、現在、最もホットは法律問題の1つです。皆さんにとっても、非常に身近な問題です。本日の法律討論会では、この問題についてどのような結論が妥当であるか、そのためにはどのような理由付けをすべきか、皆さん自身の問題として考えてもらいたいと思います。

最後に、本日の法律討論会の開催に向けてご尽力くださいました教職員ならびに法律討論会実行委員の学生諸君に厚く御礼を申し上げます。

法学部長・法学会会長 中村達也

議題の選定に当たり

今回の法律討論会は、知的財産権法、独占禁止法等の分野を専門とする教員が担当となり、その分野において議題を選定することを求められました。その際、この分野における現代の問題を取り上げることを考えていきました。その後、平成29年5月16日付日本経済新聞夕刊にて、「JASRAC提訴へ ヤマハ 音楽教室の著作権巡り」という記事を目につくこととなり、著作権と独占禁止法双方が問題となる議題として本題を取り上げることとなりました。

JASRACはかつて、音楽著作権の管理につき、法律上、独占的な権限を有していましたが、法改正により、他の団体の参入が認められ、その中で著作権料の徴収方法を巡り、最高裁での争いを経て、平成28年9月、JASRACの独占禁止法違反が確定しました。JASRACは、その事業料収入の1.5%を支払えば、JASRACが管理する楽曲を何度でも使用してよいとする料金設定が契約か、1曲使用ごとに64000円を支払う契約を放送事業者に迫り、後者の契約を締結した場合には使用料が膨大なものとなるため、放送事業者は前者の契約を事実上強制されていたことについて、これが他の団体が管理する楽曲の使用を使用した場合には追加的に使用料を支払う必要が生じることからその使用を放送事業者にためらわせることとなり、結果として、他の団体の事業を妨害、排除すると認定されました。JASRACは、かねてから、自らが管理する楽曲を使用に関し、画一的に使用料を設定してきましたが、これが初めて法律的に問題となつたのがこの事件でした。

本題は、このような他の管理団体の排除という面ではなく、音楽教室という音楽を教育目的で使用する者に対して、著作権使用料を徴収できるのか、また、著作権使用料の決定方法が一方的なものであつていいのかという、音楽を使用する者に対するJASRACの行為を問題とするものです。このような問題については、先例とできる事件がそれほど多くはなく、また、音楽教室が正面から問題とされた事件が存在しない中、学生は手探りの中で努力してきたと思います。その中で、学生がどのように問題の所在を明らかにし、また、その上でどのような議論を展開するのかということを是非、見ていただきたいと思います。

法学部 現代ビジネス法学科教授 三浦正広、渡辺昭成

討論会の論点

今回の法律討論会の議題は、「JASRACによる音楽教室からの著作権使用料徴収の是非」です。この議題は、著作権法上の問題と独占禁止法上の問題を有するものです。

前者の問題については、問題を4つに分けることができます。第一は、講師ないし生徒が音楽教室で演奏すること、著作権法上の「公衆」に対するものといえるかという問題です。これまで社交ダンス場やカラオケボックスでの音楽の使用については、不特定多数に対する音楽の使用であるということから「公衆」に対するものとの判決が下っていますが、これが音楽教室にも当てはまるのかということです。第二は、音楽教室での演奏が公衆に「聞かせることを目的」とするといえるかという問題です。音楽教室での演奏はもっぱら教育のために行っているものであり、聴衆に聞かせることを目的とはしていないため、これに当てはまるか否かということです。第三は、JASRACが著作権料を徴収すること、逆に音楽教室が著作権料を支払わない形での音楽の教授のいずれが、著作権法の目的として1条に挙げられている「文化の発展」に寄与するかという問題です。JASRACが著作権料を徴収し、それを作詞家・作曲家等の著作権者に還元することと音楽教室における低額での音楽の教授のいずれの利益が勝るかということです。第四は、音楽教室での教授が「フェアユース」に当たるものとして正当化されるかということです。日本においては著作権者の利益と著作物の利用者の利益および公益との調和を図る規定として、私的使用のための複製（30条1項）、図書館などにおける複製（31条）等が著作権の行使が制限される著作物の公正な使用とし著作権法上に規定されていますが、営利を目的とせず、聴衆から対価を受け取らず、かつ、演奏者等に報酬が支払われないもの（38条）を除き、音楽の教授は規定されていません。JASRACが学校・大学から著作権を徴収していない中、音楽教室における音楽の使用は、音楽の公正な利用として許容されるかということです。

後者の問題については、JASRACは音楽教室に対し、著作権使用料として、受講料の2.5%を支払うよう、要求していますが、このような要求が独占法上の優越的地位の濫用に該当するかどうかという問題です。優越的地位の濫用とは、取引上の力の優劣により、相

対的に優越的地位にある者が相手方に対して、本来の取引とは関係のない商品・サービスの購入を強制したり、金銭などの経済的利益の提供を強制したりすることですが、その中には、一般にみて過大な価格設定をするように、相手方に不利益を押し付ける行為も含まれます。今回の件は 2 つに問題を分けることができます。第一は、JASRAC が音楽教室に対して優越的な地位にあるかという問題です。JASRAC は音楽著作権管理団体として、その管理楽曲数のシェアは 98% を占めており、音楽教室は JASRAC が管理する楽曲を使用しなければ生徒からの要望に応えられないという状況にある中で、JASRAC が音楽教室に不利益を押し付けられる地位にあるかということです。第二は、JASRAC が設定する受講料の 2.5% という使用料が過大な価格設定といえるかという問題です。JASRAC の使用料設定の根拠から、これが JASRAC の独占的な地位を利用した利益の搾取といえるかどうかということです。

この法律討論会を開催するに当たっては、両学科の 1 年生、2 年生、3 年生が協力して、準備を進めてきました。これまで幾度となく自主的に会合を開き、討論を重ねてきました。その中で、互いに協力すること、また、自ら進んで勉強することの必要性を知り、人として成長できたように思えます。

最後になりますが、本日の法律討論会を開催するに当たって協力して下さった方々、参加してくださったに深く感謝申し上げます。

法律討論会参加者一同

(参考資料)

10 音楽教室における演奏等

楽器教室、歌謡教室その他の受講者に楽器演奏又は歌唱等を教授する事業を行う施設（以下「音楽教室」という。）において、当該事業とともに著作物を演奏等する場合の使用料は、本節1から9の規定にかかわらず、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の1施設あたりの年額使用料は、受講料収入算定基準額の2.5/100の額とする。

(2) (1)によらない場合の使用料は次のとおりとする。

① 1施設あたりの月額使用料は、下表のとおりとする。

| 受講者数 月間受講料 | 30名まで | 50名まで | 75名まで | 100名まで | 150名まで |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 4,000円まで | 6,000円 | 10,000円 | 15,000円 | 20,000円 | 30,000円 |
| 6,000円まで | 9,000円 | 15,000円 | 22,500円 | 30,000円 | 45,000円 |
| 8,000円まで | 12,000円 | 20,000円 | 30,000円 | 40,000円 | 60,000円 |

月間受講料が8,000円を超える場合の使用料は、2,000円までを超えるごとに、月間受講料が「8,000円まで」の場合の金額に、月間受講料が「4,000円まで」の場合の金額の50/100の額を加算した額とする。

受講者数が150名を超える場合の使用料は、50名までを超えるごとに、受講者数が「150名まで」の場合の金額に、受講者数が「50名まで」の場合の金額を加算した額とする。

受講者数が10名までの場合の使用料は、受講者数が「30名まで」の場合の使用料の80/100の額とする。

② ①によらない場合の使用料は、著作物 1 曲 1 回ごとに定めるものとし、その使用料は下表のとおりとする。

(7) 利用時間が 5 分までの使用料は、下表のとおりとする。

| 受講者数 講座 1回の受講料 | 30名まで | 50名まで | 75名まで | 100名まで | 150名まで |
|----------------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 1,000円まで | 150円 | 250円 | 370円 | 500円 | 750円 |
| 2,000円まで | 300円 | 500円 | 750円 | 1,000円 | 1,500円 |
| 3,000円まで | 450円 | 750円 | 1,120円 | 1,500円 | 2,250円 |

講座 1 回の受講料が 3,000 円を超える場合の使用料は、1,000 円までを超えるごとに、講座 1 回の受講料が「3,000 円まで」の場合の金額に、講座 1 回の受講料が「1,000 円まで」の場合の金額を加算した額とする。

受講者数が 150 名を超える場合の使用料は、50 名までを超えるごとに、受講者数が「150 名まで」の場合の金額に、受講者数が「50 名まで」の場合の金額を加算した額とする。

受講者数が 10 名までの場合の使用料は、受講者数が「30 名まで」の場合の使用料の 80/100 の額とする。

(イ) 1 曲 1 回の利用時間が 5 分を超える場合の使用料は、5 分までを超えるごとに、利用時間が 5 分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(音楽教室における演奏等の備考)

(演奏等)

① 演奏等とは、著作物を演奏、上映（映画フィルムを用いた上映を除く。）又は伝達（第 12 節 BGM 規定の適用を受ける伝達を除く。）することをいう。

(年度区分)

② (1)の規定の年度区分は、4 月から翌年 3 月までとする。

(受講料)

③ 受講料とは、いずれの名義をもってするかを問わず、講座を受講するにあたり通常必要となる受講者 1 人あたりの料金（消費税額を含まないもの。）

をいう。ただし、別途特別な教材費、会場使用料及び楽器使用料の負担の明示がある場合には、その額は受講料に算入しない。

会費制等により講座ごとの受講料の定めがない場合は、当該会費収入等の範囲内で利用状況等を参酌して、受講料を算出する。

(受講料収入)

④ 受講料収入とは、講座ごとの受講料の合計をいう。

(受講料収入算定基準額)

⑤ 受講料収入算定基準額とは、前年度に当該施設で行われた本協会の管理著作物を利用した講座の受講料収入の合計額とする。ただし、本協会の管理著作物を利用した講座が特定できない場合は、音楽を利用した全ての講座の受講料収入の合計額の 50/100 の額とする。

(月間受講料)

⑥ 月間受講料とは、当該施設で行われる 1 講座 1 か月あたりの受講料（受講料に等級区分がある場合は、その算術平均額とする。有料と無料が混在する場合は、無料は含めない。）をいう。ただし、1 回の教授ごとに受講料を支払う場合は、4 回の受講料を月間受講料とみなす。

(講座 1 回の受講料)

⑦ 講座 1 回の受講料とは、1 回の教授ごとに支払う受講料をいう。ただし、1 回の教授ごとに支払う受講料の定めがない場合は、当該講座の受講料（受講料に等級区分がある場合は、その算術平均額とする。有料と無料が混在する場合は、無料は含めない。）を開講回数で除して得た額とする。

(受講者数)

⑧ 受講者数とは、備考⑫を除き、当該施設で開講している各講座の定員の合計をいう。

(著作物 1 曲 1 回ごとの使用料)

⑨ 著作物 1 曲 1 回ごとの使用料とは、著作物の全部又は一部を 1 回利用するごとの使用料をいう。

(使用料計算の特例)

⑩ (1)の規定を適用する場合において、開業年度の使用料は、最初の講座を開講した日から一定期間の受講料収入の合計額を、開講から年度末までの期間の受講料収入の合計額に換算した額の範囲内で、利用状況等を参照した受

講料収入算定基準額により算定する。

- ⑪ (1)の規定を適用する場合において、使用料を算定する年度の前年度において当該施設の営業期間が1年に満たないときの使用料は、当該営業期間の受講料収入の合計額を年間の受講料収入の合計額に換算した額の範囲内で、利用状況等を参照した受講料収入算定基準額により算定する。

(歌謡教室における演奏等)

- ⑫ (1)及び(2)にかかわらず、専ら受講者に歌唱を教授する事業であつて、かつ、年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の1施設あたりの月額使用料は、次のとおりとすることができる。

| 講座1回あたりの平均受講者数 | 月額使用料 |
|----------------|---------|
| 5名まで | 4,500円 |
| 10名まで | 9,000円 |
| 30名まで | 18,000円 |
| 50名まで | 27,000円 |

講座1回あたりの平均受講者数が50名を超える場合の使用料は、50名までを超えるごとに、講座1回あたりの平均受講者数が「50名まで」の場合の金額に、講座1回あたりの平均受講者数が「10名まで」の場合の金額を加算した額とする。

(その他)

- ⑯ 音楽教室における演奏等のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める使用料額の範囲内で決定する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第1節 4カラオケ施設における演奏等、10音楽教室における演奏等の規定については、平成30年1月1日から実施する。

法律討論会メンバー

| | | |
|-----------|-------|------------|
| 法律学科 | 伊藤寛大 | 佐藤悠太 |
| 現代ビジネス法学科 | 美村侑哉 | 露崎優一 丸山周平 |
| | 大石知弘 | 山本裕樹 山川大介 |
| | 青沼春希 | 加納匠馬 |
| | 富岡皓明 | 福島敬人 |
| | 大友翔太 | 新井雄太 濱崎香菜子 |
| | 數納美菜子 | 山中紀香 河内美樹 |

参考文献・引用文献

- 『著作権判例百選第（五版）』別冊 Jurist No.231、2016
小泉直樹・田村善之・駒田泰士・上野達弘／編 有斐閣
- 『著作権法コンメンタール 1[1条～22条の2]（第2版）』半田正夫・松田政行 編 効草書房
- 『著作権法コンメンタール 2[23条～90条の3]（第2版）』半田正夫・松田政行 編 効草書房
- 『著作権法入門 Copyright Law in Japan』島並良・上野達弘・横山久芳 有斐閣
- 『著作権法（第3版）』斎藤博・江草貞治 有斐閣
- 『詳解著作権法（第4版）』作花文雄 ぎょうせい
- 『著作権法（第3版）』岡村久道 民事法研究会
- 『音楽著作権の歴史』Ph.パレス・宮澤博明 第一書房
- 『著作権法概説（第16版）』半田正夫 法学書院
- 『現代社会と著作権法 斎藤博先生御退職記念論集』野村豊弘・牧野利秋編 弘文堂
- 『フェア・ユースの考え方』山本隆司・奥郷弘司 太田出版
- 『フェアユースは経済を救う：デジタル覇権戦争に負けない著作権法』城所岩生 インプレス R&D
- 『著作権法逐条講義（6訂新版）』加戸守行 公益社団法人著作権情報センター
- 「著作権制度審議会答申」著作権法百年史資料編（リサーチナビ 国立国会図書館）
(http://rnavi.ndl.go.jp/mokujii_html/000002881692-01.html)
- JASRAC（一般社団法人音楽著作権協会）ホームページ (<http://www.jasrac.or.jp/>)
- 音楽教育を守る会 公式ホームページ (<https://music-growth.org/>)
- 文化審議会著作権分科会文化審議会著作権分科会報告書（2011年1月）
国立研究開発法人科学技術振興機構「日本版フェア・ユース再論」
(https://www.jstage.jst.go.jp/article/johokanri/55/10/55_767/_html/-char/ja/)
- 参考資料：報道用資料「音楽教育を守る会」発足のお知らせ
～音楽教室における演奏に対するJASRACの著作権料徴収方針に対応～
(<https://music-growth.org/common/pdf/17020301.pdf>)
- 朝日新聞 2017年2月2日 朝刊
- 日本経済新聞 2017年5月16日 夕刊
- 日本経済新聞 2015年10月16日 電子版
- 日本経済新聞 2016年9月14日 電子版

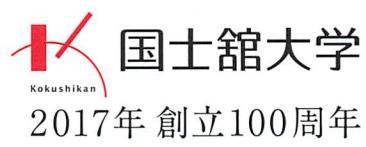
参考判例・引用判例

－著作権法に関して－

クラブキャッツアイ事件 最高裁昭和63年3月15日判決 民集42巻3号199頁
ピックエコー上尾店事件 東京高裁平成11年7月13日判決 判時1696号137頁
ラストメッセージin最終号事件 東京地判平成7年12月18日判決 判時1576号126頁
社交ダンス教室事件 名古屋高裁平成16年3月4日判決 判時1870号123頁
NTTリース事件 東京地裁平成16年6月18日判決 判時1881号101頁
ファイルローグ事件 東京高判平成17年3月31日判決 裁判所ウェブサイト
宇宙開発事業団プログラム事件 知財高裁平成18年12月26日判決 判時2019号92頁
MYUTA事件 東京地裁平成19年5月25日判決 判時1979号100頁
写真カタログ事件 東京地裁平成22年3月30日判決 裁判所ウェブサイト
まねきTV事件 最高裁平成23年1月18日判決 判時2103号124頁
幸福の科学祈願経文事件 東京地裁平成25年12月13日判決 裁判所ウェブサイト

－独禁法に関して－

第二次大正製薬事件 公取委昭和30年12月10日審判審決 公取委審決集7巻99頁
烟屋工機事件 名古屋地裁昭和49年5月29日判決 判タ768号73頁
岐阜信用組合事件 最高裁昭和52年6月20日判決 民集31巻4号449頁
第二次粉ミルク事件 公取委昭和52年11月28日審判審決 公取委審決集24巻86頁
あさひ書籍事件 東京地裁昭和56年9月30日判決 判時1045号104頁
日本機電事件 大阪地裁平成元年6月5日判決 判時1331号97頁
ユニ一事件 公取委平成17年1月7日勧告判決 公取委審決集51巻543頁
セブンイレブン事件 公取委平成21年6月22日排除措置命令 公取委審決集56巻第2分冊6頁



國土館大學

2017年創立100周年